

## 犯罪被害者等基本計画骨子案（２）

### - 損害回復・経済的支援への取組（基本法第１２、１３、１６、１７条関係） -

#### 重点課題

犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行うことが必要であり、基本法は、第１２条において「損害賠償の請求についての援助等」、第１３条において「給付金の支給に係る制度の充実等」、第１６条において「居住の安定」、第１７条において「雇用の安定」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

#### 基本的施策

##### １ 損害賠償の請求についての援助等（基本法第１２条関係）

###### [ 現状認識 ]

損害賠償の請求は、犯罪被害者等にとって犯罪等による被害の金銭的な回復を図るためだけでなく、当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、加害者に謝罪や反省を求める機会として重要な意味を有している。

しかしながら、加害者との更なるかかわりを忌避し、あるいは恐れること、加害者の賠償能力が欠如していること、高い費用がかかること、多くの時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、証拠が不足していること、加害者の所在等の情報が不足していることなどの理由により、損害賠償の請求を躊躇することが少なくなく、現在の損害賠償制度が犯罪被害者等のために十分に機能しているとは言い難いとの指摘がある。

###### [ 基本法が求める基本的施策 ]

基本法第１２条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助
- ・ 当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

###### [ 犯罪被害者等の要望に係る施策 ]

犯罪被害者団体等からは、

附帯私訴制度の導入

損害賠償命令制度の導入

損害賠償債務の国による立替払及び求償等

公費による弁護士選任

国による損害賠償請求費用（弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、印紙代等）の補償等

日本司法支援センターの活用

その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等

その他損害賠償請求に関する援助

が要望されている。

#### [ 今後講じていく施策 ]

- (1) 損害賠償請求に関し検察官の立証の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令等、損害賠償の請求に関して検察官の立証の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度を新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

( 構成員意見 )

- (1) 損害賠償請求に関し検察官の立証の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に関して検察官の立証の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

「損害賠償の請求に関して検察官の立証の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度」は、殺人事件の遺族や性犯罪被害者など精神的に重い負担に苦しむ犯罪被害者等が、できるだけ少ない負担で簡易迅速な手続により損害賠償請求を行うことを可能とする制度を意味するものであるところ、没収・追徴を利用して損害回復を図る制度は、窃盗、詐欺等の財産犯被害者を対象とするものであり、趣旨が異なるため、例示として併記することは適切ではないことから、原案のとおりとしたい。

御指摘を踏まえ、修正することとしたい。

( 構成員意見 ( 要旨 ) )

附帯私訴・損害賠償命令制度の導入を前提とする趣旨であるとすれば、その点について賛成しかねる。

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

附帯私訴、損害賠償命令は、いずれも例示である。

( 構成員意見 ( 要旨 ) )

「附帯私訴、損害賠償命令等」については、複数の構成員から慎重論が示されており、それらの制度の採用に積極的な態度決定をしたかのように受け取られるおそれもあるので、削除すべき。

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

同上。

( 構成員意見 )

(1) 損害賠償請求に関し検察官の立証の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令等、損害賠償の請求に関して刑事手続を利用することにより、~~検察官の立証の成果を利用することにより~~、犯罪被害者等の労力・費用・時間を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度を新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

検察官の立証の成果以外の利用については、「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）」の議論によることから、御指摘のような懸念は当たらないと思料するが、修正意見を容れることにつき特段の異論がなければ、修正することとしたい。

「費用・時間」の軽減については、「犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすること」に含まれることから、原案のとおりとしたい。

(2) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討

損害賠償債務の国による立替払及び求償等については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策と犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当で

あるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

- (3) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討

上記(2)記載の検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

( 構成員意見 )

- (3) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討  
~~上記(2)記載の検討の会において、社会保障・福祉制度全体の申における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】~~（削除）

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等については、司法手続に関連する問題であるとしても、国による経済的支援の問題でもあることから、原案のとおりとしたい。

- (4) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。

【法務省】

ウ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。【法務省】

エ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分に連携する。【法務省】

- (5) その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等

ア 法務省において、犯罪被害財産（加害者が一定の犯罪行為により被害者から得た財産）の回復を容易にする制度として、没収・追徴を利用して損害回復を図る制度及び刑事裁判において被害額が認定された場合にその認定結果を利用することにより損害回復を容易にする制度の

導入に向けた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(構成員意見)

~~ア 法務省において、犯罪被害財産(加害者が一定の犯罪行為により被害者から得た財産)の回復を容易にする制度として、没収・追徴を利用して損害回復を図る制度及び刑事裁判において被害額が認定された場合にその認定結果を利用することにより損害回復を容易にする制度の導入に向けた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】~~

(「1(1)損害賠償請求に関し検察官の立証の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施」に統合)

(上記意見に対する内閣府の意見)

1(1)法務省意見 に対する記載参照。原案のとおりとしたい。

イ 法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(構成員意見(要旨))

保護法3条に基づく公判記録の閲覧謄写については、閲覧謄写の要件をより緩和すべきであるが、それにとどまらず、閲覧謄写を犯罪被害者の権利と構成して、裁判所が許可しなかった場合に、犯罪被害者が不服申立することができるような法改正をすべき。

(上記意見に対する内閣府の意見)

法務省において、岡村構成員意見を踏まえた検討をしていただきたい。

骨子案は、検討会において意見の一致がなされた施策について記載しているが、意見の一致がなされなかった施策についても、関係省庁において引き続き必要な検討がなされることを御理解願いたい。

ウ 刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】

エ (財)自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、保険会社に対する立入検査、適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。【国土交通省】

オ (財)日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談

斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。

【国土交通省】

( 構成員意見 )

力 ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。 (追加)

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

御指摘を踏まえ、追加することとしたい(「適切な」を加えることとしたい。)

~~キ~~ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるように努める。【法務省】

( 構成員意見 ( 要旨 ) )

被害者が損害賠償への充当を希望する場合(あるいは、被害者が損害賠償への充当を拒否しない限り)、受刑者の意思に関係なく、受刑者の作業報奨金の一部ないし全額を被害者に対する損害賠償に充当できるように法律を整備すべき。

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

検討会では、作業報奨金(作業賞与金)が受刑者の勤労意欲を喚起し、かつ、社会復帰時の当座の生活維持や就職準備等のための更生資金として役立たせるために釈放時に支給されるものであることから、受刑者の意思に関係なく、受刑者の作業報奨金(作業賞与金)の一部ないし全額を被害者に対する損害賠償に充当できるように法律を整備することについてまでの意見の一致は得られなかった。このような意見があることを踏まえた必要な検討はなされていくものと御理解いただき、原案のとおりとしたい。

(6) その他損害賠償請求に関する援助

ア 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレットについて、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分な周知を行う。【警察庁、法務省】

イ 暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】

( 構成員意見 ( 要旨 ) )

( 1 ) ~ ( 6 ) では、いわゆる執行猶予の食い逃げを防ぐための施策が講じられていない。被害者の損害の填補を実効的にするために、被告人が、被害者に対する損害賠償の約束等を遵守しない場合には、その執行猶予を取り消す等の制度について検討すべき。被害者との示談が起訴猶予の重要な要素となるような場合には、その不履行があった場合に、検察官に起訴を義務づけるなど、起訴猶予の食い逃げの弊害に対処するための制度を検討すべき。

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

検討会では、執行猶予や起訴猶予を適切に行っていくべきとの議論があったが、いわゆる執行猶予の食い逃げや起訴猶予の食い逃げを防ぐための措置を講ずることについてまでの意見の一致は得られなかった。このような意見があることを踏まえた必要な検討はなされていくものと御理解いただき、原案のとおりとしたい。

## 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

### 〔現状認識〕

犯罪被害者等に対する損害のてん補については、加害者による損害の実効的な賠償を期待できない場合などに、国等による積極的な救済制度が必要となる。現在、国が行っている主な制度としては、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律及び自動車損害賠償保障法に定められたものがある。また、地方公共団体において、類似の趣旨の制度を設けている例もみられる。

犯罪等によって深刻な被害を受けた犯罪被害者等は、収入がなくなったり、長年にわたり療養費の出費に悩まされるなど、将来の生活の見通しもつかない状態に置かれている者が少なくなく、現在の犯罪被害給付制度では不十分であるとの指摘がある。

### 〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第13条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

### 〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、

犯罪被害給付制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支給等制度の充実  
罰金を財源とした犯罪被害者等補償制度

（構成員意見（要旨））

罰金を財源とするものに限定せず、広く犯罪被害者等に対する国の補償制度の創設を要望する。

（上記意見に対する内閣府の意見）

御指摘の点を含め、今後、検討の会において検討されることになることから、原案のとおりとしたい。

医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等の補償制度の創設

医療費の無料化

その他医療保険利用の利便性確保

が要望されている。

## 〔今後講じていく施策〕

### (1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

現行の犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定等運用面の改善を図る。【警察庁】

### (2) 警察庁において、犯罪被害給付制度における重症病給付金の支給範囲及び親族間犯罪の被害に係る支給について、現状よりも拡大する必要があることを前提に、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

### (3) 警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

下線部分については、検討会において期限が明確にされなかったが、原則に従い、「1年以内」としている。

### (4) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

#### ( 構成員意見 )

### (4) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者に対する国の新たな補償制度の在り方に関する検討を含め、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府の意見)

「犯罪被害者に対する国の新たな補償制度の在り方に関する検討」は、「社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿」の検討に含まれることとなる。また、検討の会では、基本法第12条における「公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非」等に関する検討もなされることから、「犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、」としたものであり、原案のとおりとしたい。

(5) 犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。

【警察庁】

(6) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(構成員意見)

(6) 医療保険利用の利便性確保

警察庁において行う現状に関する必要な調査を踏まえ、厚生労働省において犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保のための新たな施策の実施の必要性につき、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

(上記意見に対する内閣府の意見)

検討会において、医療保険がスムーズに使えない等の指摘がなされ、現実には医療保険がスムーズに使えない状況があるか調査することで意見が一致している。医療保険に関する調査は、関係省庁等に必要な協力を求めつつ、厚生労働省が主体となっていくべきものと考えことから、原案のとおりとしたい。

(構成員意見(要旨))

犯給法について、仮に時効期間をおくとしても、補償請求できることを知った日から10年の時効期間に改めるべき。

(上記意見に対する内閣府の意見)

御指摘の点を含め、今後、検討の会において検討されることになることから、原案のとおりとしたい。

( 構成員意見 ( 要旨 ) )

補償制度の抜本の見直しに伴い、認定機関及び不服申立機関についても独立に設けるべき。

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

御指摘の点を含め、今後、検討の会において検討されることになることから、原案のとおりとしたい。

### 3 居住の安定（基本法第16条関係）

#### 〔現状認識〕

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって居住ができなくなったり、その他犯罪被害に起因する様々な要因により引越を余儀なくされる者が少なくない。また、配偶者からの暴力のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求める必要のある場合もある。しかし、新たな居住先の確保が困難であるとの指摘がある。

#### 〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第16条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るための施策として、

- ・ 公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

#### 〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、

公営住宅への優先入居

犯罪被害者等が被害直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や介護が受けられる場所及び生活の立て直しを図るための中期的（3年から5年程度）な居住環境の整備

が要望されている。

#### 〔今後講じていく施策〕

##### (1) 公営住宅への優先入居等

ア 犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、独身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができるよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。【国土交通省】

（構成員意見）

##### (1) 公営住宅への優先入居等

ア 犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、単身 ~~独身~~入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。【国土交通省】

(上記意見に対する内閣府の意見)

、御指摘を踏まえ、修正することとしたい。

イ 公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

(構成員意見)

イ 政府全体の取組として犯罪被害者等への一元的な情報提供体制を構築するとともに、公共賃貸住宅への入居に関する情報についても当該体制を通じた提供を行う。【内閣府、国土交通省】

(上記意見に対する内閣府の意見)

「政府全体の取組として犯罪被害者等への一元的な情報提供体制を構築する」ことについては、「相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)」において議論されることから、暫定案とした上で原案のとおりとしたい。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 児童相談所及び婦人相談所による一時保護の適正な運用に努める。

【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、犯罪被害者等の被害直後及び生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

【厚生労働省】

(構成員意見)

~~イ 厚生労働省において、犯罪被害者等の被害直後及び生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】 (削除)~~

(上記意見に対する内閣府の意見)

「犯罪被害者等の被害直後及び生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保」について、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の適正な運用に努めることで十分か調査することで意見が一致している。保護施設に関する調査は、関係省庁等に必要な協力を求めつつ、厚生労働省が主体となって行うべきものと考えことから、原案のとおりとしたい。

#### 4 雇用の安定（基本法第17条関係）

##### 〔現状認識〕

犯罪被害者等は、精神的・身体的被害によりやむを得ず従前に比べ仕事の能率が低下したり、対人関係に支障を生じたり、治療のための通院、裁判への出廷等のために欠勤したりすることになるが、雇用主や職場の無理解により、仕事をやめざるを得なくなる場合が少なくないとの指摘がある。

##### 〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第17条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

##### 〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、  
事業主等の理解の増進  
被害回復のための休暇制度の導入

が要望されている。

##### 〔今後講じていく施策〕

###### (1) 事業主等の理解の増進

ア 犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。

(ア) 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】

(イ) 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】

( 構成員意見 )

(イ) 公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

御指摘を踏まえ、修正することとしたい。

(ウ) 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げる。【厚生労働省】

(エ) 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援・職業訓練の適正な実施に努める。【厚生労働省】

( 構成員意見 )

(ウ) 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援~~職業訓練~~の適正な実施に努める。【厚生労働省】(ウ)を(イ)とし、(イ)を(ウ)に記載順序変更)

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

御指摘を踏まえ、修正することとしたい。

(オ) 公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。【厚生労働省】

(2) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、被害回復のための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

( 構成員意見 ( 要旨 ) )

(2) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

内閣府、警察庁 ~~厚生労働省~~において、被害回復のための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府、警察庁 ~~厚生労働省~~】

( 上記意見に対する内閣府の意見 )

犯罪被害者等の休暇制度の問題については、必要な調査をすることで意見が一致している。雇用、労働に関する調査は、関係省庁等に必要な協力を求めつつ、厚生労働省が主体となって行うべきものと考えることから、原案のとおりとしたい。